

自己点検・評価報告書

2024

2026年3月
国立大学法人愛知教育大学



「自己点検・評価報告書2024」について

国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程第4条の規定に基づき実施する自己点検評価は、同規程第4条第2項に掲げる基本項目のうち、外部評価、認証評価、法人評価の実施年度を勘案した上で、当該年度の自己点検評価項目を選定し、実施する。

1. 実施目的

本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について調査・分析を行い、その結果を「自己点検・評価報告書」として作成・公表することにより、本学の理念・目標・計画に基づく成果や課題、問題点を明らかにし、本学の教育研究水準の向上及び大学運営等の改善に資することを目的とする。

2. 自己点検評価の実施方法

(1) 対象範囲

自己点検評価の範囲は、主に令和6年度の活動状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 自己点検項目

- ・大学の使命・目的
- ・管理運営体制
- ・大学教員、教育支援者の構成
- ・施設、整備
- ・財務状況

(3) 点検評価

評価項目は、大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価「大学評価基準」及び「自己評価実施要項（令和8年度実施分）」を活用し、目次に示している。

自己点検評価に当たっては、活用している各評価基準に照らして評価を行い、評価結果を分かりやすい文章で簡潔に記載する。

なお、「基準に係る判断」は、「当該基準を満たす」、「当該基準を満たさない」で記載する。

3. 記載上の留意点

本書は、本学Webサイトにて公表するため、公表に支障がある箇所については、記載を省略するなどの配慮を行っている。

4. 基礎資料集

本書とは別に評価の根拠を「基礎資料集」としてまとめている。

目 次

No.	評価項目	大学機関別 認証評価	本学独自の観点	ページ
第1章 大学の使命・目的				1
1 本学独自の観点による点検評価				3
1	大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。		観点1	
2	大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。		観点2	
第2章 管理運営体制及び財務状況				9
1 大学機関別認証評価基準による点検評価				11
領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準				
基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること				11
3	学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	分析項目 1-1-1		
基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること				12
4	大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること	分析項目 1-2-1		
5	大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	分析項目 1-2-3		
6	大学運営に必要な業務のための組織が、適切な規模と機能を有していること	分析項目 1-2-4		
7	教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	分析項目 1-2-5		
8	管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	分析項目 1-2-6		
基準1-3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること				15
9	教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	分析項目 1-3-1		
10	教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	分析項目 1-3-2		
11	教育研究活動について、全学的見地から審議し又は実施する組織が機能していること	分析項目 1-3-3		

No.	評価項目	大学機関別 認証評価	本学独自の観点	ページ
領域3 財務運営及び情報の公表に関する基準				
基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること				16
12	大学等の目的に照らして財務運営が行われていること	分析項目 3-1-1		
基準3-2 大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること				17
13	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	分析項目 3-2-2		
第3章 大学教員、教育支援者の構成				43
1 大学機関別認証評価基準による点検評価				45
領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準				
基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること				45
14	教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	分析項目 1-2-2		
領域2 内部質保証に関する基準				
基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること				46
15	教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	分析項目 2-4-1		
16	教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	分析項目 2-4-2		
17	評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	分析項目 2-4-3		
18	教育活動を展開するために必要な指導補助者等が、配置され適切に活用されていること	分析項目 2-4-5		
19	教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	分析項目 2-4-6		

No.	評価項目	大学機関別 認証評価	本学独自の観点	ページ
第4章 施設・設備				65
1 大学機関別認証評価基準による点検評価				67
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準				
基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること				67
20	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	分析項目 4-1-1		
21	法令が定める附属施設、実習施設等が設置されていること	分析項目 4-1-2		
22	施設・設備における安全性について、配慮していること	分析項目 4-1-3		
23	教育研究活動を展開する上で必要な情報環境を整備し、それが有効に活用されていること	分析項目 4-1-4		
24	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	分析項目 4-1-5		
25	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	分析項目 4-1-6		

第1章

大学の使命・目的

第1章 大学の使命・目的

1 本学独自の観点による点検評価

観点1 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到に係る状況】

本学の目的は、学則第18条に規定している。教育学部には学校教員養成課程と教育支援専門職養成課程の2つの課程を設置しており、教育学部に置く各課程の目的は、学則第63条に規定している。【資料1_1】

また、学校教育法第83条を踏まえ、本学の理念と教育目標、研究目標を愛知教育大学憲章に定めている。

【資料1_2】

さらに、本学は社会変化などを踏まえ、未来の社会を創る子どもたちを育てる教員養成大学として、これからの存在意義や役割を整理するために、令和3年3月に役員会の審議を経て、本学の中長期ビジョン・目標・戦略を定めた「愛知教育大学未来共創プラン」を策定し、公表している。【資料1_3】

これらを具体的に実現するため、法人の基本的な目標を令和4年度からの第4期中期目標において示している。【資料1_4】

なお、学則第63条第3項にある「前2項の課程に置く専攻及びコースの教育研究上の目的」については、履修区分ごとに教育研究上の目的を整理し、令和5年3月に教育研究評議会の審議を経て、公表している。【資料1_5】

【資料1_1】国立大学法人愛知教育大学学則（第18条、第63条）（抜粋）

（大学の目的）

第18条 本学は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。

（教育学部の目的）

第63条 学校教員養成課程は、多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざすことを目的とする。

2 教育支援専門職養成課程は、心理・社会福祉・教育行政等の専門性を深め、教育活動と子どもたちを支援する専門職の養成をめざすことを目的とする。

3 前2項の課程に置く専攻及びコースの教育研究上の目的は別に定める。

【資料1_2】愛知教育大学憲章（抜粋）

【愛知教育大学の理念】

愛知教育大学は、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、日本国憲法、教育基本法、ユネスコの高等教育に関する宣言等の理念を踏まえ、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努めることが、普遍的使命であることを自覚し、愛知教育大学憲章を定める。

愛知教育大学は、学部及び大学院学生、大学教職員、附属学校教職員等を構成員とし、大学の自治の基本理念に基

づき、大学における自律的運営が保障される高等教育機関として、また国により設置された国立大学として、その使命を果たすため、本学の教育目標と研究目標、教育研究及び運営のあり方を定め、これを広く社会に明らかにするものである。

【愛知教育大学の教育目標】

愛知教育大学は、平和で豊かな世界の実現に寄与しうる人間の教育をめざす。

学部教育においては教養教育を重視し、教員養成諸課程では多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざし、学芸諸課程では、社会の発展と文化の継承及び創造に貢献できる広い教養と深い専門的能力を持った多様な社会人の育成をめざす。

大学院教育においては学部教育を基礎に、学校教育に求められるさらに高度な能力を有する教員の養成をめざすとともに、諸科学の専門分野及び教育実践分野における理論と応用能力を備えた教育の専門家の育成をめざす。また、大学院を教員の再教育の場としても位置付け、教師教育の質的向上を図る。

【愛知教育大学の研究目標】

愛知教育大学は、教育諸科学をはじめ、人文、社会、自然、芸術、保健体育、家政、技術分野の諸科学及び教育実践分野において、科学的で創造性に富む優れた研究成果を生み出し、学術と文化の創造及び発展に貢献する。さらに、その成果を社会へ還元することを通して、人類の平和で豊かな未来の実現、自然と調和した持続可能な未来社会の実現に寄与する。

【資料1_3】愛知教育大学未来共創プラン（抜粋）

【ビジョン】

愛知教育大学は、子どもと共に、学生と共に、社会と共に、附属学校園と共に、未来の教育を創ります。

【目標】

- 1 子どもや学生、社会との対話や協働を通して、現代的教育課題の解決に貢献し、より質の高い教員及び教育支援専門職の養成を実現します。
- 2 大学と附属学校園との連携強化を図ることで、より質の高い教員研修を実現します。
- 3 広域拠点型教員養成系大学としての意義と価値を高めます。

【資料1_4】国立大学法人愛知教育大学 第4期中期目標（令和4年2月28日提示）（抜粋）

（前文）法人の基本的な目標

愛知教育大学は、明治6年に設置された愛知県養成学校を礎として140年以上にわたる教員養成を行ってきた歴史を有し、現在、全国で有数の正規教員就職者を輩出している。

第3期中期目標期間では、学部段階での実践力の育成や教職大学院を主軸とした教員養成の高度化、学び続ける教員を支援する研修の充実などに取り組んできた。

とりわけ、学校現場などでの体験を通じて豊かな人間性と現代的諸課題への対応力を身に付ける実践力育成科目の開設や、教育委員会と連携したミドルリーダー研修の開発・実施に力を入れてきた。

第4期中期目標期間では、学校現場が抱える諸問題に対処する力を持ち、子どもたちと共に未来を創ることができる教員の養成と学校教育を支援する人材の養成を行うため、教育委員会や学校現場との対話を通して、多種多様な課題に対応した教育を行っていく。

特にSociety5.0に向けて、すべての人に共通して求められる「学習の基盤となる情報活用能力や課題設定・解決能力」を子どもたちに確実に身に付けさせることのできる教員の輩出に取り組んでいく。

また、本学の中長期ビジョン目標・戦略である「未来共創プラン」を着実に推進するとともに、戦略的な大学経営を進めていく。

- 1 子どもや学生、社会との対話や協働を通して、現代的教育課題の解決に貢献し、より質の高い教員及び教育支援専門職の養成を実現する。
- 2 大学と附属学校園との連携強化を図ることで、より質の高い教員研修を実現する。
- 3 広域拠点型教員養成系大学としての意義と価値を高める。

【資料1_5】教育学部、大学院、特別支援教育特別専攻科の目的（教育学部）（抜粋）

教育学部の課程に置く専攻及びコースの教育研究上の目的：教育研究評議会決定

【教育学部学校教員養成課程の専攻における教育研究上の目的】

- 幼児教育専攻は、子どもの発達過程を踏まえ、一人一人に応じた教育・保育を適切に行うことのできる幼稚園教諭及び保育所・こども園の保育者の養成を目指す。
- 義務教育専攻は、子ども理解に基づく生活指導や生徒指導、学級経営を適切に行うことができ、綿密な教材研究に基づく的確な学習指導を適切に行うことのできる教科等の専門的知識を身に付けた小学校、中学校及び義務教育学校の教諭の養成を目指す。
- 高等学校教育専攻は、高等学校の教員に求められる教科の指導や学習方法の専門的な資質・能力を身に付け、専門的知識に基づき学習方法の開発及び生徒指導を行うことのできる高等学校及び中等教育学校の教諭の養成を目指す。
- 特別支援教育専攻は、多様な障害のある子どもの状態と教育的ニーズを把握し、生活指導や学習指導、自立活動等の指導及び支援を適切に行うことのできる特別支援学校の教諭の養成を目指す。
- 養護教育専攻では、学校におけるすべての教育活動を通して、健康教育と健康管理を適切に行い、子どもの発育・発達の支援に向けてコーディネートできる養護教諭の養成を目指す。

【教育学部教育支援専門職養成課程のコースにおける教育研究上の目的】

- 心理コースは、教育に関する基礎知識に加え、心理に関する基礎から応用までを学び、学校の教育活動や子どもの発達に精通し、教育課題の解決に心理の専門職として貢献できる人材の養成を目指す。
- 福祉コースは、子どもや家庭・地域の課題を理解し、多様な関係者や関係機関とのネットワークを構築し連携しながら、当事者と共に課題を解決することのできる学校の教育活動や子どもの生活に精通した社会福祉職の養成を目指す。
- 教育ガバナンスコースは、教育行政の専門家として公益的な教育や行政のさまざまな調整や戦略的に企画を立案・推進できる素養を持ち、学校の教育活動や子どもの教育に精通した教育行政事務職の養成を目指す。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的及び教育学部の目的は学則において、大学の理念と教育・研究の目標は愛知教育大学憲章において、明確に定められている。また、「愛知教育大学未来共創プラン」を踏まえた第4期中期目標において、法人の基本的な目標を示している。これらは、大学一般に求められる目的を実現するため教育研究を、教員と教員の活動を支える専門職の養成などを通じて行っていくことを示したものとなっており、学校教育法第83条に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点2 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

大学院の目的については、学則第74条に規定している。【資料2_1】。

また、愛知教育大学憲章において、大学院の教育目標を明記している。【資料1_2】

なお、学則第74条第4項にある「前3項の専攻に置くコースの教育研究上の目的」については、履修区分ごとに教育研究上の目的を整理し、令和5年3月に教育研究評議会の審議を経て、公表している。【資料2_2】

【資料2_1】 国立大学法人愛知教育大学学則（第74条）（抜粋）

<p>第7章 大学院</p> <p>第1節 大学院の目的</p> <p>（課程等の目的）</p> <p>第74条 教職大学院の課程である教育実践高度化専攻は、学校現場の実情に即した教科領域等も含め、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を育成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置付け、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。</p> <p>2 修士課程である教育支援高度化専攻は、社会的要請を踏まえ、教育支援に関わる高度な専門的知識、研究能力を有する人材の育成を図ることを目的とする。併せて、日本型教育の特徴をよく理解し、諸外国における教育の向上に貢献できる有為な人材の育成をめざす。また、社会人においては、修士課程を、個々人のキャリアを活かし、専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。</p> <p>3 後期3年博士課程である共同教科開発学専攻は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>4 前3項の専攻に置くコースの教育研究上の目的は別に定める。</p>

【資料2_2】 教育学部、大学院、特別支援教育特別専攻科の目的（大学院）（抜粋）

<p>大学院の専攻に置くコースの教育研究上の目的：教育研究評議会決定</p> <p>【大学院教育学研究科教育実践高度化専攻のコースにおける教育研究上の目的】</p> <p>○学校マネジメントコースは、学校ビジョンの具現化及び家庭・地域等との連携・協働ができ、教職員理解・評価、研修等で理論と実践の融合を図ることができる学校経営力及びカリキュラム・マネジメントに長けたリーダーの育成を目的とする。</p> <p>○教科指導重点コースは、それぞれの学校種と教科の専門性に応じて、その特性を生かした教材・授業を開発し、実践することができる教員の育成を目的とする。</p> <p>○児童生徒発達支援コースは、子どもの心身の発達を多面的に捉え、個に即した問題解決力を備え、学校組織内外の専門スタッフと連携・協働を進めることができる教員の育成を目的とする。</p> <p>○地域教育課題解決コースは、地域固有の諸課題や現代的な教育課題の解決のために、高度な専門的知識</p>
--

と実践的指導力を身に付け、行政機関や社会福祉機関等の関係機関と連携・協働する力を有した教員の育成を目的とする。

【大学院教育学研究科教育支援高度化専攻のコースにおける教育研究上の目的】

◎臨床心理学コースは、心理査定や心理療法の専門性、チーム支援や多職種連携の専門性、教育大学独自の現場理解に精通した高度な公認心理師、臨床心理士といった心理専門職の育成を目的とする。

◎日本型教育グローバルコースは、日本型教育システムと多職種連携について理解し、母国で応用して実践できる学校教育分野の指導者・研究者及び教員養成機関の教員等として活躍する者の育成を目的とする。

◎教育ガバナンスキャリアコースは、学校運営に関わる業務を専門的見地から支援・調整し、学校経営の基本方針を戦略的に企画・立案できる学校事務職員及び地域や学校の実状と政策の動向を踏まえた総合教育計画の策定など教育政策の戦略的な企画・立案ができる行政職員など次世代型教育・学校づくりをリードできる教育行政職の育成を目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院の課程の目的は、学則及び愛知教育大学憲章において、明確に定められている。これらは、大学院一般に求められる目的を実現するための教育研究を、学校教育の分野で求められる高度な能力を有する人材の養成などを通じて行っていくことを示したものとなっており、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

○ 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・学則だけでなく、大学憲章、中長期ビジョンである「未来共創プラン」及び中期目標などにおいても、学校教育法の規定に則って大学の目的及び学部・大学院の目的を明確に示している。

【改善を要する点】

- ・該当なし

第2章

管理運営体制及び 財務状況

第2章 管理運営体制及び財務状況
大学機関別認証評価による点検評価

領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る様式、資料・データ欄	備考	再掲
<p>評価項目3 [分析項目1-1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること</p>	<p>分析項目に係る様式、資料・データ欄</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ※ ※大学機関別認証評価の自己評価書では「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、「II 基準ごとの自己評価」において新たな資料は不要。愛知教育大学の自己点検・評価報告書では重複する項目がないため、根拠資料を記載。 資料3.1 自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） ・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 資料3.2 愛知教育大学大学院教育学研究科・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻に関する協定書 資料3.3 愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会規程 資料3.4 令和6年度共同教科開発学専攻行事予定 資料3.5 令和6年度第10回～第12回連絡協議会議事要録（非公表） ・連携開設科目がある場合は、大学間で取り交わされた協定書、設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針（大学連携推進法人の場合は、連携推進方針）、運営のための協議会の設置を定める文書及び学則等の規定 ・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書 ・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知 	<p>【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p> <p>【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。</p>	<p>根拠資料</p> <p>【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】 ※400字以内で記述すること。</p>

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること		分析項目に係る様式、資料・データ欄	備考	再掲
<p>評価項目4 [分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること</p>	<p>分析項目</p>	<p>・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）</p> <p>※基幹教員制度を導入していない場合</p> <p>・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）</p> <p>認証評価共通基礎データ様式</p>		
<p>評価項目5 [分析項目1-2-3] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること</p>		<p>・ 管理運営のための組織の設置、構成等が確認できる資料</p> <p>資料5_1 国立大学法人愛知教育大学役員会規程</p> <p>資料5_2 国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程</p> <p>資料5_3 国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程</p> <p>資料5_4 愛知教育大学役員部局長会議規程</p> <p>・ 学長と法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料</p> <p>・ 役職者の名簿</p> <p>資料5_5 役員等・副学長・部局長名簿（本学Webサイト）</p>	<p>https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html</p>	
<p>評価項目6 [分析項目1-2-4] 大学運営に必要な業務のための組織が、適切な規模と機能を有していること</p>		<p>・ 大学運営に必要な業務のための組織一覧（部署ごとの人数）（様式1-2-4）様式1-2-4 大学運営に必要な業務のための組織一覧（部署ごとの人数）</p> <p>・ 根拠となる規定類</p> <p>資料6_1 国立大学法人愛知教育大学事務組織規程</p> <p>資料6_2 国立大学法人愛知教育大学事務分掌要項</p> <p>資料6_3 国立大学法人愛知教育大学監査室要項</p> <p>・ 管理運営に係る組織の組織図</p> <p>様式1-2-4 大学運営に必要な業務のための組織一覧（部署ごとの人数）</p> <p>資料6_4 運営組織、事務組織（大学概要）</p>		再掲

<p>評価項目7 [分析項目1-2-5] 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること</p>	<p>・教職協働の状況(様式1-2-5) 様式1-2-5_教職協働の状況 ・根拠となる規定類 資料7_1_国立大学法人愛知教育大学大学改革推進委員会規程 第4条 資料7_2_愛知教育大学財務委員会規程 第4条 資料7_3_愛知教育大学教務企画委員会規程 第4条 資料7_4_愛知教育大学学生支援委員会規程 第4条 資料7_5_国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程 第4条 資料7_6_国立大学法人愛知教育大学安全衛生委員会規程 第3条 資料7_7_愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程 第10条 資料7_8_国立大学法人愛知教育大学男女共同参画委員会規程 第3条 資料7_9_愛知教育大学障害学生サポート委員会規程 第3条 資料7_10_愛知教育大学入学試験委員会規程 第3条 資料7_11_国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程 第4条 資料7_12_国立大学法人愛知教育大学情報システム実施管理委員会規程 第4条 資料7_13_愛知教育大学教員研修運営委員会規程 第4条 資料7_14_愛知教育大学遺伝子組換え実験安全委員会規程 第4条 資料7_15_国立大学法人愛知教育大学出版委員会規程 第4条 資料7_16_愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程 第4条 資料7_17_愛知教育大学大型設備等共同利用推進委員会規程 第4条 資料7_18_愛知教育大学未来基金委員会規程 第3条 資料7_19_愛知教育大学広報委員会規程 第3条 資料7_20_愛知教育大学キャリア支援センター規程 第4条 資料7_21_国立大学法人愛知教育大学男女共同参画推進オフィス規程 第4条 資料7_22_愛知教育大学アドミシヨン・オフィス規程 第4条 資料7_23_国立大学法人愛知教育大学IR室要領 第6条～第9条</p>
<p>評価項目8 [分析項目1-2-6] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること</p>	<p>・SDの内容・方法及び実施状況一覧(様式1-2-6) 様式1-2-6_SDの内容・方法及び実施状況一覧 資料8_1_令和6年度愛知教育大学研修一覧 資料8_2_研究倫理教育の実施について 資料8_3_令和6年度研究倫理教育受講状況 資料8_4_令和7年度科研費公募要領説明会開催通知 資料8_5_安全保障輸出管理研修関連資料_研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに 対するチェックリスト 資料8_6_安全保障輸出管理研修関連資料_全学教員掲示板掲示(学研究)研究インテグ レイの確保に係る対応について(依頼)</p>

<p>【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を400字以内で記述すること。</p> <p>・評価項目8【分析項目1-2-6】 安全保護貿易管理に関する研修について対面では開催していないが、年に一度、大学教員掲示板において安全保護輸出管理を含む「研究インテグリティの確保に係る対応について（依頼）」を掲載し適正に対応するよう依頼すると共に、「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト」を添付し、活用を促している。また、本学Webサイト内「安全保護輸出管理」のページに教職員が各自受講できるように、経済産業省が作成した教職員向けe-Learning研修ページを公開している。</p> <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p> <p>【優れた成果が確認できる取組】※400字以内で記述すること。</p>	<p>根拠資料</p>
<p>【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】※400字以内で記述すること。</p>	

基準1-3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること	分析項目	分析項目に係る様式、資料・データ欄	備考	再掲
評価項目9 [分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	分析項目1-3-1	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究上の基本組織と教員所属組織の対応表 (様式1-3-1) 様式1-3-1 教育研究上の基本組織と教員所属組織の対応表 組織体制が確認できる規定類 (学則、運営組織規定) 	第2章第2節、第4章第3節	再掲
評価項目10 [分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	分析項目1-3-2	<ul style="list-style-type: none"> 資料9_1 国立大学法人愛知教育大学学則 資料9_2 愛知教育大学共同教科開講学専攻の運営に関する規程 <ul style="list-style-type: none"> 責任体制が確認できる規定類 (学則、運営組織規定) 資料9_1 国立大学法人愛知教育大学学則 資料9_2 愛知教育大学共同教科開講学専攻の運営に関する規程 <ul style="list-style-type: none"> 責任者の氏名が分かる資料 資料5_5 役員等・副学長・部局長名簿 (本学Webサイト) 	https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html	再掲
評価項目11 [分析項目1-3-3] 教育研究活動について、全学的見地から審議し又は実施する組織が機能していること	分析項目1-3-3	<ul style="list-style-type: none"> 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 (様式1-3-2) 様式1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 <ul style="list-style-type: none"> 教授会等の運営規定等 資料6_4 運営組織、事務組織 (大学概要) 資料10_1 愛知教育大学教授会規程 資料10_2 愛知教育大学教授会細則 資料10_3 愛知教育大学教授会運営要項 資料10_4 愛知教育大学代議員会規程 資料10_5 愛知教育大学代議員会運営要項 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 (様式1-3-3) 様式1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 <ul style="list-style-type: none"> 運営規定等 資料5_3 国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程 資料6_4 運営組織、事務組織 (大学概要) 資料11_1 国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会運営要項 	再掲	再掲
【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。				
根拠資料				
【改善を要する事項 (基準を満たさない場合に記述)】 ※400字以内で記述すること。				

大学機関別認証評価による点検評価
 領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準
 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

：「該当なし」

分析項目	分析項目に係る様式、資料・データ欄	備考	再掲
評価項目12 [分析項目3-1-1] 大学等の目的に照らして財務運営が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> 直近年度を含む過去5年度分の財務諸表 	https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/rel ease/zaimu.html	
資料12_1_財務に関する情報 愛知教育大学_過去5年度分の財務諸表 (本学Webサイト)			
・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書			
資料12_2_監査に関する情報 愛知教育大学_監事の監査報告書 (本学Webサイト)		https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/rel ease/jhyoka.html	
資料12_3_独立会計監査人に関する情報 愛知教育大学_会計監査人の監査報告書 (本学Webサイト)		https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/rel ease/jhyoka.html	
・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		※実施要項参照	
資料12_4_財務に関する情報 愛知教育大学_財務レポート (本学Webサイト)		https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/rel ease/zaimu.html	
【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
.			
.			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。			
.			
根拠資料			
.			
【改善を要する事項 (基準を満たさない場合に記述)】 ※400字以内で記述すること。			
.			

基準3-2 大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること			
分析項目	分析項目に係る様式、資料・データ欄	備考	再掲
評価項目13 [分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守事項一覧(様式3-2-2) ・危機管理体制等一覧(様式3-2-2) 様式3-2-2.法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を400字以内で記述すること。			
.			
.			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。			
.			
根拠資料			
【改善を要する事項(基準を満たさない場合に記述)】 ※400字以内で記述すること。			
.			

第2章 管理運営体制及び財務状況

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項		記 入		備 考																
大学の名称		国立大学法人 愛知教育大学																		
学校本部の所在地		愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1																		
学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地		備 考															
	教育学部学校教育員養成課程	令和3年4月1日	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1																	
	教育学部教育支援専門職養成課程	平成29年4月1日	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1																	
	大学院課程	開設年月日	所在地		備 考															
	大学院教育学研究科 教育支援高度化専攻(M)	令和3年4月1日	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1																	
大学院教育学研究科 共同教科開発学専攻(D)	平成24年4月1日	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1																		
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備 考															
	大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(P)	令和2年4月1日	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1																	
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地		備 考															
	特別支援教育特別専攻科	平成19年4月1日	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1																	
学生募集停止中の学部・研究科等		教育学部初等教育教員養成課程(令和3年度学生募集停止, 在学生数47人) 教育学部中等教育教員養成課程(令和3年度学生募集停止, 在学生数41人) 教育学部特別支援学校教員養成課程(令和3年度学生募集停止, 在学生数6人) 教育学部養護教諭養成課程(令和3年度学生募集停止, 在学生数2人) 教育学部現代学芸課程(平成29年度学生募集停止, 在学生数1人) 大学院教育学研究科特別支援教育科学専攻(令和2年度学生募集停止, 在学生数1人)																		
専任教員等	学部・学科等の名称	専任教員等					非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考											
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手											
	教育学部	96人	62人	16人	9人	183人	36人	19人	0人	180人	-人									
	学校教育員養成課程	84人	54人	11人	8人	157人	27人	14人	1人	-人	19.62人									
	教育支援専門職養成課程	12人	8人	5人	1人	26人	9人	5人	0人	-人	20.88人									
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	33人	17人	-	-	-										
計	96人	62人	16人	9人	183人	69人	36人	1人	180人	19.8人										
専任教員等(専門職学位課程等含む)	学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考
	〇〇学部〇〇学科	人	人	人	人	人	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	人	人	人	
	△△課程	人	人	人	人	人	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	人	人	人	
	〇〇学部〇〇専門職学位課程	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	人	-	-	-	-	-	
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										助手	非常勤教員	備 考						
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計											
	大学院教育学研究科教育支援高度化専攻(M)	18人	18人	8人	26人	3人	2人	3人	6人	0人	6人	0人	6人							
	大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(D)	9人	8人	4人	13人	3人	2人	3人	6人	0人	0人	0人	0人							
計	27人	26人	12人	39人	6人	4人	6人	12人	0人	6人	0人	6人								
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										助手	非常勤教員	備 考						
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数											
	大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(P)	49人	34人	22人	0人	37人	19人	15人	10人	0人	8人	0人	8人							
計	49人	34人	22人	0人	37人	19人	15人	10人	0人	8人	0人	8人								
校地等	区分	基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備 考								
	校舎敷地面積	-		202,772 m ²		0 m ²		0 m ²		202,772 m ²										
	運動場用地	-		106,346 m ²		0 m ²		0 m ²		106,346 m ²										
	校地面積計	37,700 m ²		309,118 m ²		0 m ²		0 m ²		309,118 m ²										
	その他	-		134,664 m ²		0 m ²		0 m ²		134,664 m ²										

第2章 管理運営体制及び財務状況

	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計
	校舎面積計	14,774 m ²	63,880 m ²	0 m ²	0 m ²	63,880 m ²			
校舎・設備等	学部・研究科等の名称		室数						
	教育学部学校教育員養成課程		157 室						
	教育学部教育支援専門職養成課程		26 室						
	大学院教育学研究科教育支援高度化専攻(M)		26 室						
	大学院教育学研究科共同教職開発学専攻(D)		13 室						
	大学院教育学研究科教育実践高度化専攻(P)		49 室						
	区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設		
	井ヶ谷キャンパス教室等施設		75 室	111 室	235 室	12 室	11 室		
			室	室	室	室	室		
			室	室	室	室	室		
図書・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数					
	愛知教育大学附属図書館		5,861 m ²	411 席					
			m ²	席					
			m ²	席					
	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕				
	愛知教育大学附属図書館		613,613 [125,931] 冊	10,647 [1,856] 種	6,366 [2,172] 種				
			[] 冊	[] 種	[] 種				
			[] 冊	[] 種	[] 種				
	計		613,613 [125,931] 冊	10,647 [1,856] 種	6,366 [2,172] 種				
	体育館	面積							
井ヶ谷キャンパス		3,372 m ²							

[注] ※条文番号は改正前基準のものです。

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連係課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連係する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「―」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連係課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連係課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「―」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいる「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

様式1-2-4

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

分析項目1-2-4 大学運営に必要な業務のための組織が、適切な規模と機能を有していること

【分析の手順】

・大学運営に必要な業務のための組織（事務職員等組織）について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。

・大学運営に必要な業務のための組織一覧（部署ごとの人数）（様式1-2-4）

部署	主な役割	常勤	非常勤	計	備考
総務・企画部	部長	1	0	1	
	総務課	7	5	12	
	企画課	14	4	18	
	広報課	4	3	7	
	人事労務課	13	12	25	
	附属学校課	14	44	58	
	部長	-	1	0	1
財務・学術部	財務課	16	8	24	
	施設課	11	3	14	
	学術研究支援課	16	29	45	
	地域連携課	5	5	10	
	部長	-	1	0	1
学務部	教務企画課	21	13	34	
	学生支援課	10	10	20	
	国際企画課	3	6	9	

様式1-2-4

部署	主な役割	常勤	非常勤	計	備考
キャリア支援課	学生の就職支援、学生のキャリア形成支援等に関すること等	6	19	25	
入試課	学生の募集、入学者選抜等に関すること等	7	1	8	
監査室	内部監査の企画、立案及び実施に関すること等	1	1	2	
合計人数		151	163	314	

様式1-2-5

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

分析項目1-2-5 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること

【分析の手順】

・大学運営に必要な業務に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

※役割分担が適切であるとは、教員と事務職員等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な大学運営の実現に資する状況にあることを想定している。

※理事や副学長など全学的な管理運営の責任者等は、ここでいう教員・事務職員には含まれない。

・教職協働の状況（様式1-2-5）

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
大学改革推進委員会	学長、理事、副学長、学系長、学長補佐、アドミッション・オフィス長、学長が指名するセンター教員、附属学校部長、各学系選出の教育研究評議会評議員各1人	事務局長、総務・企画部長、財務・学術部長、学務部長、その他学長が必要と認めて指名する者	国立大学法人愛知教育大学大学改革推進委員会規程
財務委員会	学長が指名した理事、学系長、附属学校部長、各学系の教育研究評議会評議員各1人	事務局長、財務・学術部長	愛知教育大学財務委員会規程
教務企画委員会	学長が指名した理事、学長が指名した副学長、学長が指名した学系長、各学系の教育研究評議会評議員各1人、学部の各課程、義務教育専攻教科指導	学務部長、教務企画課長	愛知教育大学教務企画委員会規程

様式1-2-5

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
	系及び高等学校教育専攻教科学習開発系から選出の教員代表(前号に掲げる者を除く。)各1人、大学院教育学研究科教育実践高度化専攻から選出の教員代表1人、教職キャリアセンターから選出の教員代表1人、その他学長が必要と認める者		
学生支援委員会	学長が指名した副学長、学長が指名した学系長、健康支援センター長、各学系の教育研究評議会評議員各1人、各学系選出の学系会議委員(前号に掲げる者を除く。)各1人	学務部長	愛知教育大学学生支援委員会規程
評価委員会	学長、理事、副学長、学系長、アドミッシヨン・オフィス長、附属学校部長、学長が指名した者	事務局長、総務・企画部長、財務・学術部長、学務部長	国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程
安全衛生委員会	総括安全衛生管理者、学長が指名した理事、各学系長、衛生管理者のうちから学長が指名した者(大学、名古屋地区、附属高等学校から各1名以上)、産業医のうちから学長が指名した者、衛生推進者(岡崎地区から1名以上)、安全及び衛生に関する経験を有する者のうちから学長が指名した者	令和6年度は事務職員から4人選出	国立大学法人愛知教育大学安全衛生委員会規程

様式1-2-5

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
ハラスメント防止委員会	学長が指名した理事、学長が指名した副学長、附属学校(園)の校長(園委嘱された附属学校(園)の校長(園長を含む。)若しくは副校長(副園長を含む。)1人、学長から委嘱された各学系の教育職員 各学系1人(2人以上を女性とし、法律学又は心理学分野教員を含む。)	人事労務課長、学長から委嘱された事務職員等2人(女性を含む。)	愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程
男女共同参画委員会	学長が指名した理事、学系長、附属学校部長、附属学校(園)の校長(園長を含む。)若しくは副校長(副園長を含む。) 2人(名古屋、岡崎地区各1人)、学長から委嘱された各学系教育職員各1人、上記に掲げる者のほか学長が必要と認めた者	人事労務課長、学長から委嘱された事務職員等4人	国立大学法人愛知教育大学男女共同参画委員会規程
障害学生サポート委員会	副学長(学生支援の担当)、学系長、障害学生支援室長、障害学生支援副室長、障害学生支援室から選出された者1人、特別支援教育講座から選出された者1人、委員長が必要と認めた者	学務部長、教務企画課長、学生支援課長	愛知教育大学障害学生サポート委員会規程
入学試験委員会	学長が指名した理事、学長が指名した副学長、学長が指名した学系長、医師の資格を有する健康支援センター教	学務部長	愛知教育大学入学試験委員会規程

様式1-2-5

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
	員1人、学長が指名した各学系教員各1人、第7条に規定する各部会の代表各1人、その他学長が必要と認めた者若干人		
情報システム委員会	学長が指名した理事、附属図書館長、附属学校部長、ICT教育基盤センター長、学長から委嘱されたICT教育基盤センター担当教員2人、学長から委嘱された各学系教育職員各1人	事務局長、学長から委嘱された事務職員等若干人	国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程
情報システム実施管理委員会	ICT教育基盤センター長、委員会委員が指名する者5人(国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程第5条第6項に定める情報セキュリティアドバイザーを含む。)	令和6年度は事務職員から3人選出	国立大学法人愛知教育大学情報システム実施管理委員会規程
教員研修運営委員会	学長が指名した理事、学系長、地域連携センター長、附属学校部長、教職キャリアセンター ICT 活用等普及推進統括部門教員1人、教職キャリアセンター 教員研修部門教員2人、学長が指名した者	事務局長、財務・学術部長	愛知教育大学教員研修運営委員会規程
遺伝子組換え実験安全委員会	安全主任者、遺伝子組換え生物研究者 若干名、前号以外の自然科学系の教員1人、人文社会科学系の教員1	財務・学術部長	愛知教育大学遺伝子組換え実験安全委員会規程

様式1-2-5

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
愛知教育大学出版委員会	人、健康支援センター代表教員 1人 学長が指名した理事、学系長、附属図書館長、附属図書館長が指名する教員若干名	財務・学術部長	国立大学法人愛知教育大学出版委員会規程
研究活動不正防止対策推進委員会	統括管理責任者、コンプライアンス推進副責任者	コンプライアンス推進責任者、財務・学術部長	愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程
大型設備等共同利用推進委員会	研究担当理事、学系長、上記に掲げる者のほか学長が必要と認めた者	事務局長、財務・学術部長	愛知教育大学大型設備等共同利用推進委員会規程
未来基金委員会	学長、学長が指名する理事、学系長、その他学長が必要と認めた者 若干人	事務局長、総務・企画部長、財務・学術部長、学務部長	愛知教育大学未来基金委員会規程
広報委員会	学長が指名した理事、副学長（入試の担当）、副学長（未来共創担当）、学系長、附属学校部長、学長が指名した教員 若干名、上記に掲げる者のほか学長が必要と認めた教職員	事務局長、総務・企画部長、財務・学術部長、学務部長、広報課長、入試課長、学生支援課長、学術研究支援課長	愛知教育大学広報委員会規程
キャリア支援センター	センター長（学長が指名）、学長が指名した理事、各学系長、教務企画委員会委員2人、就職支援委員会委員3人、その他学長が必要と認めた者	学務部長、教務企画課長、キャリア支援課長	愛知教育大学キャリア支援センター規程
男女共同参画推進オフィス	オフィス長（学長が指名した理事）、スタッフ（教員及び事務職員からオフィス長が指名する者）若干名、その他オフィス	令和6年度は事務職員から3人選出	国立大学法人愛知教育大学男女共同参画推進オフィス規程

様式1-2-5

合議体名称	構成員（教員）	構成員（事務職員）	根拠規定
アドミッション・オフィス	イス長が必要と認める者 オフィス長（学長が指名する理事又は副学長）、学長が委嘱したオフィス担当教員 若干人、その他学長が必要と認めた者	学務部長、入試課長	愛知教育大学アドミッション・オフィス規程
IR室	室長（学長が指名する理事又は副学長）、副室長（IR室長が指名する者）、室員（IR室長が指名する者）	令和6年度は事務職員から4人選出	国立大学法人愛知教育大学 IR室要領

様式1-2-6

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

分析項目1-2-6 管理運営に従事する教職員の能力の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

【分析の手順】

- ・SDの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。
- ※スタッフ・ディベロップメント（SD）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員のみならず教員も含む。）を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるとともに、その他必要な取組を行うことを行う。
- ※情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、ハラスメント防止研修、研究倫理研修、研究不正活動防止研修、安全保障貿易管理に関する研修、障害を理由とする差別的解消に関する研修の実施状況については、必ず確認する。
- ※大学が独自に実施する研修と、学外の団体が主催する合同研修の企画（例えば、国立大学協会の大学マネジメントセミナー、公立大学協会の公立大学職員セミナー）とを区別する。
- ※教員に対する研修であって、授業の内容及び方法の改善を図るための研修（FD）については、分析項目2-4-4において確認する。

・SDの内容・方法及び実施状況一覧（様式1-2-6）

取組	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
東海地区国立大学法人等職員基礎研修	東海北陸地区合同	令和6年5月16日～5月17日	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員3人
東海地区国立大学法人等中堅職員研修	東海北陸地区合同	令和6年9月5日～9月6日	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員10人
東海地区国立大学法人等係長研修	東海北陸地区合同	令和6年7月18日～7月19日	<input type="checkbox"/> 役員	事務職員3人

様式1-2-6

取組	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
東海地区国立大学法人等新任課長補佐研修	東海北陸地区合同	令和6年9月19日～9月20日	<input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員3人
東海地区国立大学法人等リーダーシップ研修	東海北陸地区合同	令和6年9月26日～9月27日	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員4人
国立大学法人等若手職員勉強会	国立大学協会	令和6年12月3日～12月4日	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員1人
国立大学法人等部課長級研修	国立大学協会	令和6年7月25日～7月26日	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員1人
女性管理職養成セミナー	あいち女性の活躍推進事業実行委員会	令和6年10月24日～令和7年1月30日 対面、オンライン	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員4人
文部科学省関係機関職員行政実務研修	文部科学省	令和6年4月1日～令和7年3月31日	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員1人
令和6年度情報セキュリティセミナー	事務担当者(ICT教育基盤センター) 一)	令和7年2月12日～3月31日 学習教材2種を閲覧し、Formsで受講者用テストに回答	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	大学教員128人 附属教員63人 事務職員196人

様式1-2-6

取組	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
個人情報保護セミナー	事務担当者(総務課)	令和7年1月16日～2月28日 オンデマンド動画視聴	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	常勤教員 46人 附属教員 45人 常勤事務職員 61人 非常勤事務職員 68人
ハラスメント防止研修	事務担当者(人事労務課)	令和6年6月3日～令和7年2月28日 オンデマンド (コンプライアンス研修内:不祥事とパワハラ)	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 139人
研究倫理教育	研究活動不正防止対策推進委員会	実施期間:令和7年1月4日～3月15日 日本学術振興会が運営する研究倫理eラーニングコース [eL-CoRE]を活用した受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	教員 192人 事務職員 24人
研究費不正使用防止に係る説明会	事務担当者(学術研究支援課)	対面開催:令和6年7月17日 オンデマンド配信:令和6年7月22日～	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	対面参加者数 教員 9人 事務職員 2人
障害を理由とする差別の解消に関する研修	事務担当者(学生支援課)	対面開催:令和6年10月30日 オンデマンド配信:令和6年11月27日～	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	役員 2人 教員 29人 事務職員 25人
採用職員研修	事務担当者(人事労務課)	令和6年4月1日 学長・理事講話、職種別説明会	<input type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	大学教員 10人 事務職員 11人
若手職員研修	事務担当者(人事労務課及び若手事務職員幹事)	令和6年4月1日～令和6年10月31日 座学、ディスカッション、発表演習等	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 8人
新人職員研修	事務担当者(人事労務課及び若手)	令和6年4月12日～令和6年9月30日	<input type="checkbox"/> 役員	事務職員 8人

様式1-2-6

取組	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
	事務職員幹事)	座学、ディスカッション、発表演習等	<input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	
新人職員向け法人文書研修	事務担当者(総務課)	令和6年4月25日 法人文書の基本的な考え方や書き方のルール	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員8人
法人文書管理研修	事務担当者(総務課)	令和6年11月14日～令和6年12月27日 e-ラーニング教材による受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員114人
公文書管理研修I	国立公文書館	令和6年6月25日～10月23日 オンライン、アーカイブ配信による受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員4人
公文書管理研修II	国立公文書館	令和6年9月2日～11月6日 オンライン、アーカイブ配信による受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員5人
危機管理セミナー	事務担当者(総務課)	令和6年7月8日 能登半島地震の教訓と日頃の備えや地震発生時の行動について講話	<input checked="" type="checkbox"/> 役員 <input checked="" type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	役員5人 教員6人 事務職員57人
情報システム統一研修(第1四半期)	文部科学省	令和6年5月13日～6月28日 e-ラーニング教材による受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員3人
情報システム統一研修(第2四半期)	文部科学省	令和6年7月22日～9月27日 e-ラーニング教材による受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員1人

様式1-2-6

取組	主催	実施内容・方法	対象者	参加者数
放送大学利用職員研修(1学期)	放送大学	令和6年4月1日～令和6年9月30日 オンデマンド	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 8人
放送大学利用職員研修(2学期)	放送大学	令和6年10月1日～令和7年3月31日 オンデマンド	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 14人
コンプライアンス研修	事務担当者(人事労務課)	令和6年6月3日～令和7年2月28日 オンデマンド	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 139人
科研費応募書類添削に係る事務SD研修	事務担当者(学術研究支援課)	参加者募集期間:令和6年6月19日～7月12日 実施期間:令和6年8月中旬～9月上旬 科研費書類添削	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 14人
オンライン英語学習	事務担当者(国際企画課)	令和6年6月3日～令和7年3月31日 「Reallyenglish:EZ to Talk2」を活用した受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 2人
オンライン英語学習	事務担当者(国際企画課)	令和6年9月30日～令和7年3月3日 英語 e-learning 教材 ALC Net Academy NEXT を活用した受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 2人
令和6年度国立大学法人等情報化要員研修	国立大学法人等情報化連絡協議会	令和6年10月2日～11月12日 オンライン受講	<input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職員	事務職員 6人

様式 1-3-1

基準 1-3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

分析項目 1-3-1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

【分析の手順】

- ・教育研究上の基本組織及び教員所属組織（学部・研究科等又は研究院等）における教育の担当の状況について確認する。
- ・学部と大学院それぞれの教員所属組織における責任体制（学部であれば学部長、学科であれば学科長あるいは学科主任等）についても確認する。
- ・教育研究上の基本組織と教員所属組織の対応表（様式 1-3-1）

教育研究上の基本組織	主に担当する教員所属組織		根拠資料
	学士課程	大学院課程	
教育学部 大学院教育学研究科	教育学部	大学院教育学研究科	資料 9_1_国立大学法人愛知教育大学学則(第 24 条、第 25 条) 資料 9_2_愛知教育大学共同教科開発学専攻の運営に関する規程(第2条)

様式1-3-2

基準1-3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

分析項目1-3-2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

【分析の手順】

- ・教授会等（教育活動に係る重要事項を審議するための組織）について、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。ただし、自己点検評価を実施する期間において今年度の開催実績がある場合は記載すること。

※教育活動に係る重要な審議事項とは、学校教育法第93条第2項に定めるものをいう。

※教授会において代議員会制度等を活用している場合には、教授会が、代議員会等における審議事項や権限移譲を審議・決定し、規則として明確に定められている必要がある。

- ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（様式1-3-2）

教育研究上の基本組織	会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
教育学部 大学院教育学研究科	愛知教育大学教授会	愛知教育大学教授会運営要項 第3条 教授会の開催予定は、あらかじめ前年度末までに構成員に周知するものとする。また、学長は、必要に応じて教授会を開催することができる。	第129回 2023年(令和5年) 4月19日
			第130回 2023年(令和5年) 6月21日
			第131回 2023年(令和5年) 9月20日
			第132回 2023年(令和5年) 11月29日
			第133回 2024年(令和6年) 1月31日
			第134回 2024年(令和6年) 3月13日
			今年度における開催実績
			第135回 2024年(令和6年) 4月17日
			第136回 2024年(令和6年) 6月19日
			第137回 2024年(令和6年) 9月25日
			第138回 2024年(令和6年) 11月27日

様式1-3-2

				第139回 2025年(令和7年) 1月29日 第140回 2025年(令和7年) 3月13日
教育研究上の基本組織	会議等名称	規定上の開催頻度	今年度における開催実績	
教育学部 大学院教育学研究科	愛知教育大学代議員会	開催頻度は規定されていない	第17回 2024年(令和6年) 10月21日 第18回 2025年(令和7年) 2月 7日 第19回 2025年(令和7年) 2月19日 第20回 2025年(令和7年) 3月 4日 第21回 2025年(令和7年) 3月21日	

様式1-3-3

基準1-3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

分析項目1-3-3 教育研究活動について、全学的見地から審議し又は実施する組織が機能していること

【分析の手順】

- ・教育研究活動について全学的見地から審議し又は実施する組織については、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。
- ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。ただし、自己点検評価を実施する期間において今年度の開催実績がある場合は記載すること。

※教育研究活動について全学的に審議し又は実施する組織とは、分析項目1-2-3に示す教育研究評議会（国立大学）、教育研究審議機関（公立大学）、全学教務委員会、教育改革推進機構等を指す。

- ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（様式1-3-3）

教育研究上の基本組織	会議等名称	規定上の開催頻度	前年度における開催実績
教育学部 大学院教育学研究科	国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会	国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会運営要項 第2条 教育研究評議会（以下「評議会」という。）は、原則として月1回開催する。ただし、議長は、必要に応じ臨時に評議会を開催することができる。	第225回 2023年(令和5年) 4月12日 第226回 2023年(令和5年) 5月17日 第227回 2023年(令和5年) 6月 7日 第228回 2023年(令和5年) 7月12日 第229回 2023年(令和5年) 9月13日 第230回 2023年(令和5年) 10月11日 第231回 2023年(令和5年) 11月 8日 第232回 2023年(令和5年) 12月13日 第233回 2024年(令和6年) 1月10日 第234回 2024年(令和6年) 2月14日 第235回 2024年(令和6年) 3月 7日

様式1-3-3

今年度における開催実績	
第236回	2024年(令和6年) 4月10日
第237回	2024年(令和6年) 5月15日
第238回	2024年(令和6年) 6月 5日
第239回	2024年(令和6年) 7月10日
第240回	2024年(令和6年) 9月11日
第241回	2024年(令和6年) 10月 9日
第242回	2024年(令和6年) 11月13日
第243回	2024年(令和6年) 12月11日
第244回	2025年(令和7年) 1月15日
第245回	2025年(令和7年) 2月12日
第246回	2025年(令和7年) 3月 6日

様式3-2-2

基準3-2 大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること

分析項目3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

【分析の手順】

- ・教育研究活動の実施に際して遵守することが必要となる事項（ガイドラインや法令等）への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。
- ・予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。

・法令遵守事項一覧（様式3-2-2）

遵守すべき義務	規定等整備状況	責任部署	備考
情報公開	国立大学法人愛知教育大学情報公開取扱要項 国立大学法人愛知教育大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準 愛知教育大学情報公開委員会規程 愛知教育大学情報公開委員会開示・不開示等検討専門委員会内規	総務課情報公開室	
個人情報保護	愛知教育大学個人情報保護委員会規程 愛知教育大学個人情報保護方針 国立大学法人愛知教育大学個人情報保護規程 国立大学法人愛知教育大学特定個人情報等取扱内規 国立大学法人愛知教育大学保有個人情報開示等取扱要項 国立大学法人愛知教育大学保有個人情報開示決定等に係る審査基準 国立大学法人愛知教育大学ホームページプライバシーポリシー 国立大学法人愛知教育大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要項	総務課危機管理係	

様式3-2-2

遵守すべき義務	規定等整備状況	責任部署	備考
公益通報者保護	国立大学法人愛知教育大学公益通報制度規程	総務課	
ハラスメント防止	愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程 愛知教育大学ハラスメントガイドライン 愛知教育大学ハラスメント相談マニュアル	人事労務課労務・福祉係	
安全保障輸出管理	国立大学法人愛知教育大学安全保障輸出管理規程 国立大学法人愛知教育大学安全保障輸出管理手続要項	学術研究支援課研究支援係	
生命倫理	愛知教育大学研究倫理規程 愛知教育大学研究倫理規程実施細則 愛知教育大学研究倫理審査委員会規程 人を対象とする研究計画申請要領	学術研究支援課研究支援係	
動物愛護管理(動物実験)	愛知教育大学動物実験規程 愛知教育大学動物実験実施に関する内規 愛知教育大学動物実験委員会規程 愛知教育大学遺伝子組換え実験安全管理規程 愛知教育大学遺伝子組換え実験安全管理規程	学術研究支援課学系支援係	

※大学の状況に応じて、その他の遵守すべき義務を、欄を追加して記載する。

様式3-2-2

・危機管理体制等一覧(様式3-2-2)

危機管理事項	規定等整備状況	責任部署	備考
利益相反	国立大学法人愛知教育大学利益相反マネジメントポリシー 国立大学法人愛知教育大学利益相反マネジメント規程	学術研究支援課研究 支援係	
防火・防災	愛知教育大学防災・防火管理規程 愛知教育大学南海トラフ地震等大規模地震非常参集要領	総務課危機管理係	
情報セキュリティ	国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程 国立大学法人愛知教育大学情報システム実施管理委員会規程 国立大学法人愛知教育大学情報化統括責任者等の設置に関する規程 国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本方針 国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程 国立大学法人愛知教育大学情報システム運用・管理規程 国立大学法人愛知教育大学情報システム非常時行動計画に関する規程 国立大学法人愛知教育大学情報システム利用規程 国立大学法人愛知教育大学情報格付け基準 国立大学法人愛知教育大学情報セキュリティ年度講習計画策定基準 国立大学法人愛知教育大学利用者パスワードガイドライン 愛知教育大学情報セキュリティポリシー等適用の例外措置手順 愛知教育大学学外情報セキュリティ水準低下防止ガイドライン 愛知教育大学インシデント対応手順 国立大学法人愛知教育大学事務情報セキュリティ対策基準 国立大学法人愛知教育大学事務用パーソナルコンピュータ取扱ガイドライン 国立大学法人愛知教育大学外部委託における情報セキュリティ対策実施手順 国立大学法人愛知教育大学情報セキュリティインシデント対応チーム要項	企画課情報企画室	

様式3-2-2-2

危機管理事項	規定等整備状況	責任部署	備考
<p>研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止</p>	<p>愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程 国立大学法人愛知教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針 愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する実施細則 愛知教育大学における研究者の行動規範 愛知教育大学研究データ等の保存等に関するガイドライン 公的研究費の執行に関する対応要領</p>	<p>学術研究支援課研究支援係 財務課総務・決算係</p>	
<p>危険物等(薬品、毒劇物、高圧ガス、放射性物質等)</p>	<p>愛知教育大学防災・防火管理規程 愛知教育大学化学物質管理規程 愛知教育大学化学物質管理委員会規程 愛知教育大学化学物質の廃棄物処理規則 愛知教育大学化学物質の廃棄物処理細則 愛知教育大学水質汚濁防止規則 愛知教育大学エックス線等障害予防規程 愛知教育大学エックス線等障害予防委員会規程 愛知教育大学核燃料物質計量管理規程</p>	<p>総務課危機管理係 学術研究支援課研究支援係 学術研究支援課学系支援係</p>	
<p>学生危機対応</p>	<p>愛知教育大学危機管理室要項 国立大学法人愛知教育大学危機管理に関するガイドライン 危機管理マニュアル</p>	<p>総務課危機管理係</p>	
<p>上記以外の危機事象</p>	<p>国立大学法人愛知教育大学における危機管理に関する規程</p>	<p>総務課危機管理係</p>	

第3章

大学教員、 教育支援者の構成

第3章 大学教員、教育支援者の構成
 大学機関別認証評価による点検評価
 領域1 教育研究上の基本組織等に関する基準
 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

：「該当なし」

分析項目	分析項目に係る様式、資料・データ欄	備考	再掲
評価項目14 [分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（様式1-2-2） 様式1-2-2 教員の年齢別・性別内訳 資料14 1 大学教員の適正な年齢構成及び職位構成の実現について		
【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
.			
.			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。			
.			
根拠資料 【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】 ※400字以内で記述すること。			

大学機関別認証評価による点検評価
領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

評価項目	分析項目	備考	再掲	
<p>基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること</p> <p>評価項目15 [分析項目2-4-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は業務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること</p>	<p>分析項目</p> <p>分析項目に係る様式、資料・データ欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の採用・昇任の状況(過去5年分) (様式2-4-1) 様式2-4-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分) ・明文化された規定類 資料15_1_愛知教育大学教員選考基準(非公表) 資料15_2_愛知教育大学教員選考基準に関する運用申合せ(非公表) 資料15_3_愛知教育大学教員選考委員会内規(非公表) 資料15_4_愛知教育大学教員選考手続要項(非公表) 資料15_5_大学院研究科担当教員の資格審査についての申合せ(非公表) 資料15_6_愛知教育大学大学院研究科担当教員選考手続要項(非公表) 資料15_7_愛知教育大学大学院研究科担当教員資格審査委員会要項(非公表) 資料15_8_愛知教育大学大学院研究科(後期3年博士課程)担当教員選考手続要項(非公表) 資料15_9_愛知教育大学教職大学院実務家教員の採用等に関する取扱要領(非公表) 資料15_10_大学院研究科(後期3年博士課程)担当教員の資格審査についての申合せ(非公表) ・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 様式2-4-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分) 資料15_11_教員選考委員会の運営等について(非公表) 資料15_12_教員採用調書(非公表) ・大学院課程における教育研究上の指導能力(専門職学位課程にあっては教育上の指導能力)に関する評価の実施状況が確認できる資料 様式2-4-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分) 資料15_11_教員選考委員会の運営等について(非公表) 資料15_12_教員採用調書(非公表) ・教員業績評価の実施状況(様式2-4-2) 様式2-4-2_教員業績評価の実施状況 ・明文化された規定類 資料16_1_愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準(非公表) ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料(実施要項、業績評価結果の報告書等) 資料16_1_愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準(非公表) 資料16_2_大学教育職員の個人評価に関する実施結果について(2022~2024年度)(非公表) 資料16_3_国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員業績評価に関する内規(非公表) 資料16_4_国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員の業績評価の実施方法に関する要領(非公表) 			
	<p>評価項目16 [分析項目2-4-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>			

<p>評価項目19【分析項目2-4-6】 教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者、指導補助者に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（様式2-4-6） ・指導補助者に対するマニキュアルや研修内容、実施状況等が確認できる資料 ・指導補助者に対してのマニキュアルや研修内容、実施状況等が確認できる資料 様式2-4-6 教育支援者、指導補助者に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 資料18.3 情報保障支援学生団体てくてくティーカー・利用学生用マニキュアル（非公表） 資料19.1 集中講義「障害学生支援の理論と実践」シラバス（非公表）</p>	<p>【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・評価項目19【分析項目2-4-6】 集中講義「障害学生支援の理論と実践」は障害学生支援室が実施する授業で、この集中講義を受けた学生が、視覚障害学生支援と聴覚障害学生支援に入る仕組みになっている。 集中講義を受講することで、支援の質を確保し、さらにその維持、向上を図っている。 ・ 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない 【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。 ・ 根拠資料 ・ 【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】 ※400字以内で記述すること。 「指導補助者」について定めた規程がなく、担当できる者や業務の範囲、研修の実施についてなどが確認できなかった。令和4年の「大学設置基準」の改正にて、「指導補助者」は教育課程の一部を担う重要な存在として位置づけが明確にされ、他大学では「指導補助者」を定めている。</p>
---	--	---

様式1-2-2

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

分析項目 1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

【分析の手順】

- ・教育研究上の基本組織ごとに、教員の年齢及び性別の構成を職階別に確認する。
- ※「教育研究上の基本組織」とは、教育課程の編成、実施及び学習成果について責任をもつ教育研究組織を指す。
- ・著しい偏りが認められた場合は、原因を分析し、対応策を検討あるいは実施していることを確認する。

・教員の年齢別・性別内訳（様式 1-2-2）

教育研究上の基本組織	職名	人数	内訳						
			性別		年齢				
			男性	女性	～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳～
教育学部	教授	96	81	15	0	0	27	69	0
	准教授	62	39	23	0	21	32	9	0
	講師	16	9	7	3	10	2	1	0
	助教	9	4	5	7	2	0	0	0
		0							
	計	183	133	50	10	33	61	79	0
	%		72.7%	27.3%	5.5%	18.0%	33.3%	43.2%	0.0%
大学院教育学研究科	教授	65	54	11	0	0	13	52	0
	准教授	22	15	7	0	5	16	1	0
	講師	1	1	0	0	1	0	0	0
	助教	0	0	0	0	0	0	0	0
		0							
	計	88	70	18	0	6	29	53	0
	%		79.5%	20.5%	0.0%	6.8%	33.0%	60.2%	0.0%

※教育研究上の基本組織ごとに算出してください。
 ※算出にあたっては、認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1の「教員組織」のデータと整合性をとってください。

様式2-4-1

基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-4-1 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること

【分析の手順】

- ・教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する。
- ・その水準の判断を行う方法を明確に定めていることを確認する。
- ・採用時に教育研究上の指導能力について、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する。

※基幹教員の採用等に係る規定も併せて確認する。

※大学院の資格審査は様式に記載しなくてよい。

※共同大学院の資格審査は、特記事項に記載する。

・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（様式2-4-1）

令和2年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
教育学部 大学院教育学研究科	5人	① 関連分野の教員等複数人で組織する教員選考委員会において、「愛知教育大学教員選考基準」に基づき、採用候補者から提出された研究・教育・管理運営及び社会的活動に係る業績一覧等を得点化する等して総合的に採用資格の適否を審査判定し、合格者には順位をつけて教員人事委員会に提案する。なお、選考中に面接を行う。	9人	① 教員人事委員会において定めた昇進選考基準に該当する者から研究・教育・管理運営及び社会的活動に係る業績一覧等を提出してもらい、昇進候補者を先行する。 ② 関連分野の教員等複数人で組織する教員選考委員会において、「愛知教育大学教員選考基準に関する運用申合せ」に基づき、業績一覧等を得点化する等して総合的に昇進資格

様式2-4-1

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
		② 教員人事委員会において、審査結果を検討し、合格者の上位2名までを学長に提案する。 ③ 学長は、教員人事委員会から提案された採用候補者の教育研究業績について教授会から意見を聴き、さらに大学院教育学研究科の採用においては教育研究評議会の意見を聴き、役員会の議を経て採用者を決定する。		③ 教員人事委員会において、審査結果を検討し、学長に提案する。 ④ 学長は、教員人事委員会から提案された昇進候補者の教員研究業績について教授会から意見を聴き、役員会の議を経て昇進者を決定する。

令和3年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
教育学部 大学院教育学研究科	13人	令和2年度に同じ	8人	令和2年度に同じ

令和4年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
教育学部 大学院教育学研究科	24人	令和2年度に同じ	13人	令和2年度に同じ

令和5年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
教育学部 大学院教育学研究科	5人	令和2年度に同じ	3人	令和2年度に同じ

様式2-4-1

令和6年度

教育研究上の基本組織	採用人数	判断の方法	昇任人数	判断の方法
教育学部 大学院教育学研究科	12人	令和2年度に同じ	8人	令和2年度に同じ

様式2-4-2

基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-4-2 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること

【分析の手順】

- ・教員の教育及び研究活動に関する評価について、教員評価の目的と継続的（定期的）な実施を、規則等で規定していることを確認する。
- ※基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員（他大学等との兼務者等）に係る教員評価の実施についても規則等で規定していることも併せて確認する。
- ・その他の活動について教員評価を実施している場合は、それを含めて確認する。
- ※その他の活動とは、例えば、管理運営、社会貢献、診療を含む。
- ・規定に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する。

・教員業績評価の実施状況（様式2-4-2）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果	備考
令和4年度	173人	46点以上(特に優れている)	49人
		40点以上46点未満(優れている)	32人
		30点以上40点未満(水準に達している)	29人
		20点以上30点未満(改善の余地がある)	27人
		20点未満(改善を要する)※未提出者含む	36人
令和5年度	174人	46点以上(特に優れている)	24人
		40点以上46点未満(優れている)	21人
		30点以上40点未満(水準に達している)	27人
		20点以上30点未満(改善の余地がある)	39人
令和6年度	170人	20点未満(改善を要する)※未提出者含む	63人
		46点以上(特に優れている)	35人

様式2-4-2

評価実施年度	評価対象者数	評価結果	備考
		40点以上46点未満(優れている) 21人 30点以上40点未満(水準に達している) 26人 20点以上30点未満(改善の余地がある) 25人 20点未満(改善を要する)※未提出者含む 63人	
令和4年度	12人	SS 評価(100点以上) 0人 S 評価(90点以上100点未満) 1人 A 評価(80点以上90点未満) 1人 B 評価(40点以上80点未満) 10人 C 評価(30点以上40点未満) 0人 D 評価(30点未満) 0人	年俸制適用教育職員に係る業績評価
令和5年度	37人	SS 評価(100点以上) 0人 S 評価(90点以上100点未満) 4人 A 評価(80点以上90点未満) 5人 B 評価(40点以上80点未満) 28人 C 評価(30点以上40点未満) 0人 D 評価(30点未満) 0人	年俸制適用教育職員に係る業績評価
令和6年度	41人	SS 評価(100点以上) 0人 S 評価(90点以上100点未満) 4人 A 評価(80点以上90点未満) 5人 B 評価(40点以上80点未満) 29人 C 評価(30点以上40点未満) 2人 D 評価(30点未満) 1人	年俸制適用教育職員に係る業績評価

※直近3年程度の実施状況を記載する。

様式2-4-3

基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-4-3 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

【分析の手順】

- ・分析項目2-4-2において確認した評価結果ごとの反映実績を確認する。
- ・高い評価結果に関して、個々の教員の処遇や教育研究費の配分に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。
- ・低い評価結果に関して、指導を実施する等の規定がある場合は、その規定を確認する。
- ・上記のほか、継続的な研究成果の創出のために必要な措置や処遇等（研究専念期間の設定、産休・育休等ライフイベントに対応した研究環境維持のための措置など）に関する規定がある場合は、その規定を確認する。

・評価結果に基づく取組（様式2-4-3）

評価実施年度	評価対象者数	評価結果に基づく取組	備考
令和4年度	173人	インセンティブ経費の配分 115人	インセンティブ経費の配分は、様式2-4-2の教員業績評価の点数ではなく、資料17_1_基盤教育研究費配分基準に基づき配分している。そのため、評価結果に基づく取組に記載の人数は、様式2-4-2の評価結果の人数と一致しない。
令和5年度	174人	インセンティブ経費の配分 130人	令和4年度と同様
令和6年度	170人	インセンティブ経費の配分 120人	令和4年度と同様
令和4年度	12人	通常の支給額を上回る業績給支給 (A 評価以上 2人) 通常の支給額を下回る業績給支給 (C 評価以下 0人)	年俸制適用教育職員に係る業績評価

様式2-4-3

評価実施年度	評価対象者数	評価結果に基づく取組	備考
令和5年度	37人	通常の支給額を上回る業績給支給 (A 評価以上 9人) 通常の支給額を下回る業績給支給 (C 評価以下 0人)	年俸制適用教育職員に係る業績評価
令和6年度	41人	通常の支給額を上回る業績給支給 (A 評価以上 9人) 通常の支給額を下回る業績給支給 (C 評価以下 3人)	年俸制適用教育職員に係る業績評価

※直近3年程度の取組を記載する。

様式2-4-5

基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-4-5 教育活動を展開するために必要な指導補助者等が、配置され適切に活用されていること

【分析の手順】

- ・教育課程を展開する上で（大学の目的等に照らして）必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員等の配置状況を確認する。
- ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置状況を確認する。
- ・指導補助者（当該授業科目を担当する教員以外の教員、TA等（大学設置基準第8条第3項）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きが規定されていること、配置状況、活用状況を確認する。

・教育支援者、指導補助者一覧（様式2-4-5）

教育支援者

職種	所属	常勤	非常勤	計
教務関係や厚生補導等を担う職員	教務企画課	21	13	54
	学生支援課	10	10	
教育活動の支援や補助等を行う技術職員等	国際企画課	3	6	40
	企画課(情報企画室)	4	2	
	キャリア支援課	6	19	
図書館の業務に従事する職員	学術研究支援課(図書館運営室)	7	9	16

様式2-4-5

指導補助者

職種	教育研究上の基本組織等	総科目数	配置科目数	延べ人数	備考
TA(ティーチング・アシスタント)	教育学部 大学院教育学研究科	1,000	10	11	令和6年度実績
ノートテイク(授業、ガイダンス、字幕付け等)	教育学部 大学院教育学研究科	—	97	1,745	令和6年度実績 ノートテイクの総時間数:2915時間
手話通訳	教育学部 大学院教育学研究科	—	6	18	令和6年度実績 手話通訳の総時間数:55時間
学生ICT支援員	教育学部 大学院教育学研究科	—	17	62	令和6年度実績 学生ICT支援の総時間数:168時間
英語チューター	教育学部 大学院教育学研究科	—	3	22	令和6年度実績 英語チューターの総時間数:387時間

※職種欄には、大学で規定する指導補助者の職種(例えば、TA、助手等)を記載する。

様式2-4-6

基準2-4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目2-4-6 教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

【分析の手順】

- ・研修等の方針、内容・方法を確認する。
- ・組織的に研修を実施していない場合は、実施状況等を組織として把握できることを確認する。
- ・大学設置基準において義務化されている指導補助者（教員を除く）に対する研修の実施状況を確認する。
- ・教育支援者、指導補助者に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（様式2-4-6）

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加 延べ人数
教務関係や厚生補導等を担う職員	FD・SD 研修会「学修者本位の大学づくりー施設の利用方法の改善と学生・院生の居場所づくりー」	学修者本位の大学づくりを目的とし、施設の利用方法の改善と学生・院生の居場所づくりをテーマとしたグループ討議、全体交流を取り入れた対面研修。 (令和6年7月3日)	未来共創プラン戦略8 学生支援課 教育研究創成センター	1	5
	全学FD「学生のICT活用指導力向上に向けて③ー教職課程における課題と取組を中心にー」	GIGAスクール構想の実現に向け、教職課程におけるICT活用指導力向上を目的とし、現状共有、事例発表、意見交換を取り入れた対面研修(オンデマンド配信あり)。 (令和6年10月23日)	教職キャリアセンター ICT 活用等普及推進 統括部門 教育研究創成センター	1	7
	全学 FD「学生のニーズと修学支援方法 ～発達障害・精神疾患等の事例を	発達障害や精神障害のある学生の特性やニーズを理解し、適切な支援の重要性を認識することを目的に、事例を通じた講演と質疑応答を取り入れた対面研修。	学生支援課 教育研究創成センター	1	22

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加 延べ人数
	中心に～」	(令和6年10月30日)			
	全学FD講演会「学修成果をどのように授業改善・カリキュラム改善に結びつけるか」	学修成果を踏まえた授業・カリキュラム改善に関する講演と質疑応答を取り入れた対面研修。(オンデマンド配信あり) (令和6年11月27日)	教育研究創成センター FD 開発部門	1	12
	FD・SD 教職学協働プロジェクト「学生・院生の居場所づくり検討チーム報告会 & 次年度への挑戦」	前回のFD・SD研修会での提案を踏まえ、学修者本位の大学づくりを推進し、教職学の協働を深めることを目的に、居場所づくり検討チームの報告と意見交流を取り入れた研修。 (令和7年2月12日)	未来共創プラン戦略8 教育研究創成センター	1	4
	授業公開	授業改善の取り組みの成果を共有し、教育・指導能力の向上を図ることを目的とした研修。 (年間開催数23回)	教育研究創成センター FD 開発部門	6	9
教育活動の支援や補助等を行う技術職員等	英語eラーニング研修 1.「ALC NetAcademy NEXT」 2.「Reallyenglish: EZ to Talk2(オンライン英会話8回付)」 3.「Reallyenglish: EZ to Talk2(オンライン英会話8回付)」 (令和6年6月19日～令和7年3月31日)	eラーニング英語教材「ALC NetAcademy NEXT」(株式会社アルク)及び「Reallyenglish: EZ to Talk2(オンライン英会話8回付)」(株式会社 EduLinX)、国際理解研修の一環として教職員向けにも無償で公開。 (令和6年6月19日～令和7年3月31日)	本学	2	31
	英会話(Let's talk in English)	日本、外国の文化、社会、教育等について、英語で外国人留学生、日本人学生と異文化交流を行う。 (令和6年12月10日、12月17日、12月18日、12月25日、令和7年1月7日、1月8日)	本学	6	9

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加 延べ人数
	令和6年度外務省海外安全対策セミナー(教育機関関係者向け)	海外における安全性の脅威及び政府の取り組みや教育機関に求められる安全対策、危機管理について学ぶ。 (令和7年11月28日:オンライン参加)	外務省	1	2
	令和6年度名古屋出入国在留管理局との情報交換会	出入国在留管理行政及び外国人の入国・在留に係る申請等取次制度等について学ぶ (令和6年6月12日)	愛知県留学生交流推進協議会	1	2
	令和6年度大学等就職担当者連絡会議	国や愛知県が実施する就職関係の施策について学ぶ。 (令和6年5月29日)	愛知県 愛知労働局 愛知新卒応援ハローワーク	1	1
	第56回(令和6年度)愛知県学生就職連絡協議会研修会	講演及び班別研修を通じ、就職支援における課題と対策を検討する。 (令和6年8月29日)	愛知県学生就職連絡協議会	1	1
	令和6年度「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」	レクチャー、グループワーク等を通じてインターンシップ専門人材に必要な知見を広める。 (令和6年9月20日:Zoom)	日本学生支援機構	1	1
	令和6年度「キャリア教育・就職支援ワークショップ」	キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、トークセッションやグループワークを通じ、教育界と産業界が双方の要望や課題等について認識を共有する。 (令和6年12月5日:Zoom)	日本学生支援機構	1	1
	令和6年度東海地区国公立大学就職担当者情報交換会	東海地区国公立大学の就職担当者がオンライン(Zoom)にて各大学の就職支援状況について情報交換を行う。	東海地区国公立大学 就職担当課	9	9

様式2-4-6

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加 延べ人数
図書館の業務に従事する職員 指導補助者	換会	(令和6年4月23日、5月28日、6月25日、7月23日、9月24日、10月22日、11月26日、12月24日、令和7年2月18日)			
	2024年度大学図書館職員短期研修	大学図書館等の職員が、今後の図書館の企画・活動を担う要員となる上で必要な、図書館業務の基礎知識・最新知識を修得する。 (令和6年10月22日～25日)	国立情報学研究所、京都大学附属図書館、東大附属図書館	1	1
	令和6年度図書館等職員著作権実務講習会	図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得する。 (令和6年12月2日～2月28日・オンライン講義、1月30日対面試験)	文化庁	1	1
	レファレンスサービス研修「法令・議会・官庁資料の調べ方―応用編―」	レファレンスサービスの実務能力向上を目的として、演習を中心に研修を行う。 (令和7年2月14日)	国立国会図書館	1	1
	学生ICT支援員向け勉強会	授業支援のためのリハハル兼勉強会(令和6年11月15日) こらば学生交流会(令和7年3月4日)	本学	2	30
	学生ICT支援員OJT	授業支援等(25時間)、附属学校支援(42時間)、勉強会講師(6回)、学内外イベント支援(21回)、機器類メンテナンス(毎月数時間程度)、見本市(10日間)、Chromebook・iPad・授業支援ツール体験会(24日間)	本学	60	252
	TAガイドブック(ティーチング・アシスタント(TA))に採用された皆さんへTAの心得―)の配布及び説明	TAとして採用された大学院生に対し、勤務開始前に「TAガイドブック」を配布し、教務企画課大学院系の職員から説明を行う。TAの業務内容、TAが担当できない業務、心構え・留意事項、危機管理等について説明するほか、業務を行う中で、困った時の相談窓口についても明示する。	教務企画課大学院係	採用時	11

様式2-4-6

職種	研修名	研修内容	主催者	回数	参加 延べ人数
	集中講義「障害学生支援の理論と実践」 定期練習会	・障害のある学生の支援に関する基礎的な知識を得た上で、実際の支援活動(情報保障等)に必要な技能を習得することを目標とし実施。実技については、視覚障害学生支援コースと聴覚障害学生支援コースに分かれて行う。情報保障(パソコンノートテイク、字幕付け、書籍のテキストデータ化等)の方法について実践的に学ぶ。 (前期:令和6年6月16日) (後期:令和6年12月14日:聴覚障害学生支援コース、令和6年12月21日:視覚障害学生支援コース)	障害学生支援室、情報保障支援学生団体「てくてく」	2	65
	定期練習会	・定期的に練習会を開催し、タイピング技術やパソコンノートテイクの技術向上を図る。(情報保障支援学生団体「てくてく」)	障害学生支援室、情報保障支援学生団体「てくてく」	30	200

第4章

施設・設備

第4章 施設・設備
 大学機関別認証評価による評価
 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準
 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備されていること

：「該当なし」

評価項目	分析項目	分析項目に係る様式、資料・データ欄	備考	再掲
評価項目20 [分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	分析項目4-1-1	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準） 該当なし ※基幹教員制度を導入していない場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準） 認証評価共通基礎データ様式 ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（様式4-1-1） 様式4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 ・ 附属施設等一覧（様式4-1-2） 様式4-1-2_附属施設等一覧 資料21_1_令和6年度_連携協力市町村・地図（内部資料）（非公表） 資料21_2_新方式_教職大学院_新規連携協力依頼（例） 資料21_3_従来方式_教職大学院_連携協定に係わる協定書（例） ・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（様式4-1-3） 様式4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況		
評価項目21 [分析項目4-1-2] 法令が定める附属施設、実習施設等が設置されていること	分析項目4-1-2	資料22_1_愛知教育大学キャンパスマスタープラン2022 資料22_2_愛知教育大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）2022 資料22_3_耐震改修状況・耐震率 資料22_4_障害者支援設備_設置状況 資料22_5_学内防犯カメラ配置図（非公表） ・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等 資料23_1_学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）（非公表） 資料23_2_建物別無線LANの整備状況について 資料23_3_こらほ活動報告 資料23_4 ICT機器貸出の概要 資料23_5 ICT機器貸出の実績（非公表） ・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 資料24_1_学術情報基盤実態調査（大学図書館編）（非公表） ・ 自主的学習環境整備状況一覧（様式4-1-6） 様式4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧 資料25_1_2024年度メディアコアモンス利用状況（非公表） 資料25_2_2024年度模擬授業教室利用状況（非公表）		
評価項目22 [分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	分析項目4-1-3			
評価項目23 [分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要な情報環境を整備し、それが有効に活用されていること	分析項目4-1-4			
評価項目24 [分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	分析項目4-1-5			
評価項目25 [分析項目4-1-6] 自習室、グループ討論室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	分析項目4-1-6			

<p>【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>	
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>	
<p>【優れた成果が確認できる取組】※400字以内で記述すること。</p>	
<p>根拠資料</p>	
<p>【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】※400字以内で記述すること。</p>	

様式4-1-1

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

【分析の手順】

- ・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。
- ・施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。
- ・教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。
- ・継続的に研究成果を創出するための研究環境が整備され、教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。
- ・共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。
- ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。
- ・2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。
- ・夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（様式4-1-1）

学部・研究科名	キャンパス	実施の状況（実施体制、利用時間等）
大学院教育学研究科	-	夜間授業の実施(6限:18:20~19:50、7限:20:00~21:30) ※各種自習室等の利用時間については様式4-1-6に記載のとおり。

様式4-1-2

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-2 法令が定める附属施設、実習施設等が設置、確保されていること

【分析の手順】

- ・特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等が設置されていることを確認する。
- ・上記の附属施設が、継続的に研究成果を創出するための施設等としても活用されていることを確認する。
- ・特定の学部、学科、または大学院に置かれる組織については、大学設置基準第39条の2または第40条の10、並びに専門職大学院設置基準第31条に基づき必要とされる薬学実習施設や連携協力を行う小学校等が確保されていることを確認する。

・附属施設等一覧（様式4-1-2）

学部又は学科名	附属施設／確保している施設
教育学部	附属幼稚園
	附属名古屋小学校
	附属岡崎小学校
	附属名古屋中学校
	附属岡崎中学校
	附属高等学校
	附属特別支援学校

様式4-1-3

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること

【分析の手順】

- ・施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。
- ・耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。
- ・外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。
- ・その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況（様式4-1-3）

事項	キャンパス	整備状況（※主要なキャンパスごとの耐震化率を記載）	備考（整備不十分の場合の対応状況等）
耐震化	井ヶ谷、大幸、栗林、六供	井ヶ谷・大幸・栗林・六供すべて100%	対象となる施設の耐震化は完了している。
バリアフリー化	井ヶ谷、大幸、栗林、六供	〔資料 22_4 障害者支援設備_設置状況_参照〕	優先順位をつけて、順次バリアフリー化改修を実施

・安全・防犯面への配慮の状況（様式4-1-3）

事項	キャンパス	配慮の状況
外灯、防犯カメラ	井ヶ谷、大幸、栗林、六供	外灯、防犯カメラ、啓発看板を構内各所に設置している。

様式4-1-6

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

【分析の手順】

- ・自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。

・自主的学習環境整備状況一覧（様式4-1-6）

名称	キャンパス・棟	席数	主な設備	利用時間
2F リフレッシュスペース	第一共通棟	15席	丸テーブル、椅子	7:00～21:00(月～土曜日)
3F リフレッシュスペース	第一共通棟	15席	丸テーブル、椅子	7:00～21:00(月～土曜日)
メディアコモンズ	附属図書館	20席	無線 LAN、プロジェクター、電子黒板、机、椅子	図書館開館時間と同じ(平日 9:00～22:00、土日・祝日 11:00～17:00)
模擬授業ルーム	附属図書館	30席	無線 LAN、プロジェクター、電子黒板、黒板、机、椅子	図書館開館時間と同じ(平日 9:00～22:00、土日・祝日 11:00～17:00)
グループ学修エリア	附属図書館	136席	無線 LAN、可動式机、椅子、ホワイトボード	図書館開館時間と同じ(平日 9:00～22:00、土日・祝日 11:00～17:00)
サイレントルーム	附属図書館	32席	有線 LAN、無線 LAN、机、椅子	図書館開館時間と同じ(平日 9:00～22:00、土日・祝日 11:00～17:00)
研究室	附属図書館	4席	無線 LAN、机、椅子	図書館開館時間と同じ(平日 9:00～22:00、土日・祝日 11:00～17:00)

様式4-1-6

名称	キャンパス・棟	席数	主な設備	利用時間
ラーニングコモンズⅢ	教育交流館	54席	テーブル、椅子、ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン	7:00～21:00(月～土曜日)
第1PCルーム	教育交流館	PC設置机50席、アクティブラーニングテーブル40席	PC50台、無線LAN、ホワイトボード、机、椅子、プロジェクター、スクリーン	平日 8:30～17:00(授業外自習)
第2PCルーム	教育交流館	40席	無線LAN、ホワイトボード、机、椅子、プロジェクター、スクリーン	平日 8:30～17:00(授業外自習)
第3PCルーム	教育交流館	30席	PC30台、無線LAN、ホワイトボード、机、椅子、プロジェクター、スクリーン	平日 8:30～17:00(授業外自習)
第4PCルーム	教育交流館	54席	無線LAN、ホワイトボード、机、椅子、プロジェクター、スクリーン	平日 8:30～17:00(授業外自習)
コモンズパース(122号室)	教育・人文棟	78席	無線LAN、ホワイトボード、机、椅子	7:00～21:00(月～土曜日)
ラーニングコモンズ(151号室)	養護・幼児棟	24席	無線LAN、机、椅子	8:30～17:00(月～金曜日)
ラーニングコモンズ(129号室)	特別支援教育棟	42席	テーブル、椅子、ホワイトボード、無線LAN	8:30～18:00(月～金曜日)
ラーニングコモンズ(121号室)	自然科学棟	48席	無線LAN、机、椅子	7:00～21:00(月～土曜日)
ラーニングコモンズ(136号室)	自然科学棟	27席	無線LAN ホワイトボード(壁面)、机、椅子	7:00～21:00(月～土曜日)
ラーニングコモンズ(129)	美術・技術・家政棟	30席	無線LAN、ホワイトボード、机、椅子	9:00～17:00(月～金曜日)
ラーニングコモンズ(237)	美術・技術・家政棟	20席	無線LAN、ホワイトボード、机、椅子、ワークスペース	9:00～17:00(月～金曜日)
ラーニングコモンズ(341)	美術・技術・家政棟	10席	無線LAN、ホワイトボード、机、椅子	9:00～17:00(月～金曜日)

様式4-1-6

名称	キャンパス・棟	席数	主な設備	利用時間
ラーニングコモンズ(441)	美術・技術・家政棟	10席	無線LAN、ホワイトボード、机、椅子	9:00～17:00(月～金曜日)
教職大学院第1学生自習室	教育未来館	30席	机、椅子、PC、プリンター、ホワイトボード、電子黒板、無線LAN	教職大学院生のみ。授業でも使用するが、終日利用可能
教職大学院第2学生自習室	教育未来館	84席	机、椅子、PC、プリンター、コピー機、印刷機、ホワイトボード、無線LAN	教職大学院生のみ。終日利用可能
共同大学院研究スペース	教育未来館	18席	机、椅子、PC、プリンター、コピー機、ホワイトボード、無線LAN	博士課程学生のみ。終日利用可能

資料一覧 <第1章>

評価項目	資料番号	資料名	備考
1	資料1_1	国立大学法人愛知教育大学学則（第18条、第63条）	
1	資料1_2	愛知教育大学憲章	
1	資料1_3	愛知教育大学未来共創プラン	
1	資料1_4	国立大学法人愛知教育大学 第4期中期目標（令和4年2月28日提示）	
1	資料1_5	教育学部、大学院、特別支援教育特別専攻科の目的（教育学部）	
2	資料2_1	国立大学法人愛知教育大学学則（第74条）	
2	資料2_2	教育学部、大学院、特別支援教育特別専攻科の目的（大学院、特別支援教育特別専攻科）	

資料一覧 <第2章>

評価項目	資料番号	資料名	備考
3	資料3_1	自己評価書の「I大学の現況、目的及び特徴」	
3	資料3_2	愛知教育大学大学院教育学研究科・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻に関する協定書	
3	資料3_3	愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会規程	
3	資料3_4	令和6年度共同教科開発学専攻行事予定	
3	資料3_5	令和6年度第10回～第12回連絡協議会議事要録（非公表）	非公表
5	資料5_1	国立大学法人愛知教育大学役員会規程	
5	資料5_2	国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程	
5	資料5_3	国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程	
5	資料5_4	愛知教育大学役員部局長会議規程	
5	資料5_5	役員等・副学長・部局長名簿（本学Webサイト）	
6	資料6_1	国立大学法人愛知教育大学事務組織規程	
6	資料6_2	国立大学法人愛知教育大学事務分掌要項	
6	資料6_3	国立大学法人愛知教育大学監査室要項	
6	資料6_4	運営組織、事務組織（大学概要）	
7	資料7_1	国立大学法人愛知教育大学大学改革推進委員会規程	
7	資料7_2	愛知教育大学財務委員会規程	
7	資料7_3	愛知教育大学教務企画委員会規程	
7	資料7_4	愛知教育大学学生支援委員会規程	
7	資料7_5	国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程	
7	資料7_6	国立大学法人愛知教育大学安全衛生委員会規程	
7	資料7_7	愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程	
7	資料7_8	国立大学法人愛知教育大学男女共同参画委員会規程	
7	資料7_9	愛知教育大学障害学生サポート委員会規程	
7	資料7_10	愛知教育大学入学試験委員会規程	

7	資料7_11	国立大学法人愛知教育大学情報システム委員会規程	
7	資料7_12	国立大学法人愛知教育大学情報システム実施管理委員会規程	
7	資料7_13	愛知教育大学教員研修運営委員会規程	
7	資料7_14	愛知教育大学遺伝子組換え実験安全委員会規程	
7	資料7_15	国立大学法人愛知教育大学出版会委員会規程	
7	資料7_16	愛知教育大学研究活動における不正行為への対応に関する規程	
7	資料7_17	愛知教育大学大型設備等共同利用推進委員会規程	
7	資料7_18	愛知教育大学未来基金委員会規程	
7	資料7_19	愛知教育大学広報委員会規程	
7	資料7_20	愛知教育大学キャリア支援センター規程	
7	資料7_21	国立大学法人愛知教育大学男女共同参画推進オフィス規程	
7	資料7_22	愛知教育大学アドミッション・オフィス規程	
7	資料7_23	国立大学法人愛知教育大学 I R 室要領	
8	資料8_1	令和 6 年度愛知教育大学研修一覧	
8	資料8_2	研究倫理教育の実施について	
8	資料8_3	令和 6 年度研究倫理教育受講状況	
8	資料8_4	令和 7 年度科研費公募要領説明会開催通知	
8	資料8_5	安全保障輸出管理研修関連資料_研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト	
8	資料8_6	安全保障輸出管理研修関連資料_全学教員掲示板掲示（学研究）研究インテグリティの確保に係る対応について（依頼）	
9	資料9_1	国立大学法人愛知教育大学学則	
9	資料9_2	愛知教育大学共同教科開発学専攻の運営に関する規程	
10	資料10_1	愛知教育大学教授会規程	
10	資料10_2	愛知教育大学教授会細則	
10	資料10_3	愛知教育大学教授会運営要項	
10	資料10_4	愛知教育大学代議員会規程	
10	資料10_5	愛知教育大学代議員会運営要項	
11	資料11_1	国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会運営要項	

12	資料12_1	財務に関する情報 愛知教育大学_過去5年度分の財務諸表 (本学Webサイト)	
12	資料12_2	監査に関する情報 愛知教育大学_監事の監査報告書 (本学Webサイト)	
12	資料12_3	独立会計監査人に関する情報 愛知教育大学_会計監査人の監査報告書 (本学Webサイト)	
12	資料12_4	財務に関する情報 愛知教育大学_財務レポート (本学Webサイト)	

資料一覧 <第3章>

評価項目	資料番号	資料名	備考
14	資料14_1	大学教員の適正な年齢構成及び職位構成の実現について	
15	資料15_1	愛知教育大学教員選考基準（非公表）	非公表
15	資料15_2	愛知教育大学教員選考基準に関する運用申合せ（非公表）	非公表
15	資料15_3	愛知教育大学教員選考委員会内規（非公表）	非公表
15	資料15_4	愛知教育大学教員選考手続要項（非公表）	非公表
15	資料15_5	大学院研究科担当教員の資格審査についての申合せ（非公表）	非公表
15	資料15_6	愛知教育大学大学院研究科担当教員選考手続要項（非公表）	非公表
15	資料15_7	愛知教育大学大学院研究科担当教員資格審査委員会要項（非公表）	非公表
15	資料15_8	愛知教育大学大学院研究科（後期3年博士課程）担当教員選考手続要項（非公表）	非公表
15	資料15_9	愛知教育大学教職大学院実務家教員の採用等に関する取扱要領（非公表）	非公表
15	資料15_10	大学院研究科（後期3年博士課程）担当教員の資格審査についての申合せ（非公表）	非公表
15	資料15_11	教員選考委員会の運営等について（非公表）	非公表
15	資料15_12	教員採用調書（非公表）	非公表
16	資料16_1	愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準（非公表）	非公表
16	資料16_2	大学教育職員の個人評価に関する実施結果について（2022～2024年度）（非公表）	非公表
16	資料16_3	国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員業績評価に関する内規（非公表）	非公表
16	資料16_4	国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員の業績評価の実施方法に関する要領（非公表）	非公表
17	資料17_1	基盤教育研究費配分基準（非公表）	非公表
17	資料17_2	国立大学法人愛知教育大学年俸制適用教育職員給与規程	
18	資料18_1	愛知教育大学ティーチング・アシスタント実施要項	
18	資料18_2	国立大学法人愛知教育大学非常勤職員採用規程	
18	資料18_3	情報保障支援学生団体てくてくテイカー・利用学生用マニュアル（非公表）	非公表
18	資料18_4	学生ICT支援員募集ポスター	
18	資料18_5	教職キャリアセンター紀要 ICT 活用等普及推進統括部門の 2024 年度活動内容について	

18	資料18_6	国立大学法人愛知教育大学英語チューター実施要領（非公表）	非公表
19	資料19_1	集中講義「障害学生支援の理論と実践」シラバス（非公表）	非公表

資料一覧 <第4章>

評価項目	資料番号	資料名	備考
21	資料21_1	令和6年度_連携協力市町村・地図（内部資料）（非公表）	非公表
21	資料21_2	新方式）教職大学院_新規連携協力依頼（例）	
21	資料21_3	従来方式）教職大学院_連携協定に係わる協定書（例）	
22	資料22_1	愛知教育大学キャンパスマスタープラン2022	
22	資料22_2	愛知教育大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）2022	
22	資料22_3	耐震改修状況・耐震率	
22	資料22_4	障害者支援設備_設置状況	
22	資料22_5	学内防犯カメラ配置図（非公表）	非公表
23	資料23_1	学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）（非公表）	非公表
23	資料23_2	建物別無線LANの整備状況について	
23	資料23_3	こらぼ活動情報	
23	資料23_4	ICT機器貸出の概要	
23	資料23_5	ICT機器貸出の実績（非公表）	非公表
24	資料24_1	学術情報基盤実態調査（大学図書館編）（非公表）	非公表
25	資料25_1	2024年度メディアcommons利用状況（非公表）	非公表
25	資料25_2	2024年度模擬授業教室利用状況（非公表）	非公表

自己点検・評価報告書 2024

2026年 3 月 発行

編集・発行

国立大学法人愛知教育大学評価委員会

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1

電話 0566-26-2128 (企画課評価係)

<https://www.aichi-edu.ac.jp/>